

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	南部町 31389
地域名 (地域内農業集落名)	坂根地区 (坂根)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	25.2 ha
② 田の面積	24.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農地の過半を隣接する農業法人が担い手として引き受けしており、作付けは水稻を中心。山側及び河川沿いの農地は圃場条件が悪く、耕作者の確保が課題となっている。 小規模の兼業農家を中心に、多面的機能支払交付金を活用して農地・農業施設の維持管理を行っている。 不在地主、相続人不明の農地が発生し、農地の維持管理に支障をきたす場合がある。 近年の高温障害、資材費の高騰、令和5年度のイネカメムシ被害等により、水稻の収益が安定しない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主要作物とする。 住宅に隣接した農地も多く、集落内の農地が荒廃すると、地域生活に支障が生じる事が懸念されるため、生活の維持や農業後継者・新たな担い手が速やかに作付けを行えるよう、耕作条件の維持が必要。 農薬散布をドローンで行う等、スマート農業機器の導入による農作業の省力化・効率化を図る。 耕作の継続が困難となった場合の情報共有をスムーズに行えるよう、地域・関係期間との情報共有に努める。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
地域内の法人、認定農業者、集落営農組織を中心とした担い手への農地集積を基本としつつ、耕作を継続する個別の農業者の農地利用を継続する。耕作条件の悪い圃場について、粗放的な管理に向けた検討を行う。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 85 % 将来の目標とする集積率 87 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
地縁や血縁等により、集約が困難な場合を除き、効率的な営農を行うため、集約化を目指し、農業者や関係機関で話し合いに取り組む。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、地域内の担い手を中心に集積・集約化を推進する。耕作者間の話し合いを基に集約化に向けた検討を行う。

(2)農地中間管理機構の活用方法

集積にあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向、耕作者の営農状況を把握し、貸付を行う。

(3)基盤整備事業への取組

耕作条件改善事業の導入を検討し、耕作条件の改善を図る。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域内の若年層や移住希望者、兼業希望者等、多様な担い手の確保・育成に取り組む。県、JA、担い手育成機構等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

水田作について小規模農家で実施が困難な作業は、地区内及び隣接する地域の担い手が受託を行っている。農薬散布等、作業効率化が見込めるものについても、地区内及び隣接する地域の担い手が受託を行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①侵入防止柵の設置について、県・町の事業を活用した被害防止を促す。また、ヌートリアの捕獲講習の開催等により、新たな捕獲人材を確保する。
- ②多面的機能支払交付金、環境保全型農業等の推進により、減農薬・減肥料などの取組を段階的に進める。
- ③スマート農機の導入により、農業者の作業負担軽減と生産の効率化を図る。
- ⑦日本型直接支払交付金(多面的機能支払交付金 1組織)を活用し、農地の保全・管理を図る。保全管理を行う水路・農道・ため池については、活動組織の活動計画書による。
- ⑨WCS、堆肥の施用等による耕畜連携を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	複合	13.6 ha	- ha	複合	14.1 ha	- ha	A	
認農	B	水稻、そば、大豆	0.1 ha	- ha	水稻、そば、大豆	0.1 ha	- ha	B	
到達	C	野菜	0.7 ha	- ha	野菜	0.7 ha	- ha	C	
利用者	D	水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha	D	
利用者	E	水稻	1 ha	- ha	水稻	1 ha	- ha	E	
利用者	F	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	0.8 ha	- ha	F	
利用者	G	水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha	G	
利用者	H	水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha	H	
利用者	I	水稻	1.1 ha	- ha	水稻	1.1 ha	- ha	I	
利用者	J	水稻	1.2 ha	- ha	水稻	1.2 ha	- ha	J	
利用者	K	水稻	0.2 ha	- ha	水稻	0.2 ha	- ha	K	
利用者	L	水稻	0.5 ha	- ha	水稻	0.5 ha	- ha	L	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		21.6 ha	0 ha		22.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、世帯内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。